

1. 自動車事後報告規則第2条に規定する事故に関する統計

22年8月1日～22年11月30日

	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、かたは踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法思考第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
車両故障事故	0件

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

22年8月1日～22年11月30日

項 目	目 標	達成状況	
有責事故件数	対前年比 10%削減	対前年比 12.35%増加	
事 故 指 数	1.70 以下	3.63	
事 故 形 態	追 突 事 故	10%削減	15%増加
	後 退 事 故	10%削減	6件増加
	車線変更事故	10%削減	7%削減
	一時停止事故	10%削減	25%削減

※ 有責事故は、第一原因または第二原因が当方であり、過失の生じる交通事故。